考　査　項　目　別　運　用　表（目次）

項目	細別	工種	第一次評定者（別紙－１）	第二次評定者（別紙－２）	第三次評定者（別紙－３）					
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	【共　　通】	1-1							
	Ⅱ．配置技術者	【共　　通】	1-2							
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	【共　　通】	1-3		3-1					
	Ⅱ．工程管理	【共　　通】	1-4	2-1						
	Ⅲ．安全対策	【共　　通】	1-5	2-2						
	Ⅳ．対外関係	【共　　通】	1-6							
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	【土木工事】	1-7-1		3-2-1					
		【共通工事】（機械･電気設備）	1-7-2		3-2-2					
		【建築工事】	1-7-3		3-2-3					
	Ⅱ．品質	【土木工事】	1-8-1		【土木工事】	Ⅱ品質	Ⅲ出来ばえ	【土木工事】	Ⅱ品質	Ⅲ出来ばえ
		【〃】（維持工事）	1-8-2		道路改良	3-3-1	3-4-1	港湾築造工事	3-3-26	3-4-23 3-4-41
		【〃】（修繕工事）	1-8-3		コンクリート構造物工事	3-3-2	3-4-2			
		【共通工事】（機械･電気設備）	1-8-4		土工事・切土工事・盛土工事・築堤工事	3-3-3	3-4-3 3-4-4	下水道工事ー開削・推進・シールド工事	3-3-27	3-4-24 3-4-25
		【建築工事】	1-8-5		護岸工事・根固工事・水制工事	3-3-4	3-4-5	電線共同溝工事（舗装工事含む）	3-3-28	3-4-26
		【〃】（電気設備）	1-8-6		鋼橋工事	3-3-5	3-4-6	土木工事（維持工事）	3-3-29	3-4-22
		【〃】（暖冷･衛生）	1-8-7		河川改良	3-3-6	3-4-7	土木工事（修繕工事）	3-3-30	3-4-22
	Ⅲ．出来ばえ				地滑り工事（承水路工事・排水路工事）	3-3-7	3-4-8	土木その他工事（歩道工・情報ボックス設置工）	3-3-31	3-4-42
					地滑り工事（集水井工）	3-3-8	3-4-8	上記以外の工事または合併工事	3-3-32	3-4-42
					地滑り工事（水抜きボーリング工）	3-3-9	3-4-9	ほ場整備工事（整地工　用排水路工　道路工 暗渠排水工　二次製品水路）	3-3-38	3-4-33
					地滑り工事（治山渓間工・堰堤工・床止工）	3-3-10	3-4-2	ため池工事	3-3-39	3-4-34
							3-4-8	管水路工事	3-3-40	3-4-35
					地滑り工事（抑止杭工）	3-3-11	3-4-8	コンクリート二次製品水路工事	3-3-41	3-4-36
							3-4-12	森林整備工事　植栽・保育	3-3-42	3-4-37
					地滑り工事（アンカー工）	3-3-12	3-4-8	木製構造物工事	3-3-43	3-4-38
					舗装工事	3-3-13	3-4-10	なだれ柵工事等	3-3-44	3-4-40
					海岸工事	3-3-14	3-4-2	治山山腹工事・主にコンクリート工事を主体と しない地滑り・堰堤工事	3-3-45	3-4-39
					法面工事	3-3-15	3-4-11			
					基礎工工事（地盤改良等を含む）	3-3-16	3-4-12	【共通工事】	Ⅱ品質	Ⅲ出来ばえ
					コンクリート橋工事（PC及びRCを対象）	3-3-17	3-4-13	機械設備工事・電気設備工事	3-3-33	3-4-27 3-4-28
					塗装工事	3-3-18	3-4-14			
					トンネル工事（NATM工法）	3-3-19	3-4-2	電気通信工事	3-3-34	3-4-29
					植栽工事	3-3-20	3-4-15	【建築工事】	Ⅱ品質	Ⅲ出来ばえ
					防護柵-網-工事・標識工事・区画線等設置工事	3-3-21	3-4-16	建築工事	3-3-35	3-4-30
							3-4-20	電気設備工事	3-3-36	3-4-31
							3-4-21	暖冷房衛生設備工事	3-3-37	3-4-32
					雪寒PC構造物工事	3-3-22	3-4-17	【その他工事】	Ⅱ品質	Ⅲ出来ばえ
					雪寒鋼製構造物工事	3-3-23	3-4-6	土木その他工事（取り壊し工）	3-3-46	3-4-42
					雪寒消雪配管工事	3-3-24	3-4-18	土木その他工事または合併工事	3-3-47	3-4-42
					雪寒さく井工事	3-3-25	3-4-19			
４．工事特性		【土木工事】		2-3-1						
		【建築工事】		2-3-2						
５．創意工夫		【土木工事】	1-9-1							
		【建築工事】	1-9-2							
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等			2-4						
７．法令遵守等				2-5						
８．総合評価方式等				2-6						

R6.10.1改正

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。（※ 施エプロ）とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

（第一次評定者）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1 施工体制	―共通― Ⅰ 施工体制一般	配点：+1	配点：+0.5	配点：0	配点：-5	配点：-10
		□ 施工体制が適切である。	□ 施工体制がほぼ適切である。	□ 他の事項に該当しない。	□ 施工体制がやや不適切である。	□ 施工体制が不適切である。
		評価対象項目　（赤字は必須評価対象項目） □□ 01. 「施工プロセス」チェックのうち、施工体制一般について指示事項が無かった。 □□ 02. 施工計画書を、工事着手前に提出している。（※ 施工プロ 33） □□ 03. 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図等で確認できる。 □□ 04. 受注者が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施している。 □□ 05. 元請が下請の作業成果を検査している。（※ 施工プロ 16） □□ 06. 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。（※ 施工プロ 34） □□ 07. 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □□ 08. 工程表どおりに工事着手した。（※ 施工プロ 43） □□ 09. 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 □□ 10. その他　（理由：　　） ※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。 評価値が90%以上　・・・ a 評価値が80%以上～90%未満　・・・ b 評価値が80%未満　・・・ c 評価方法 ① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。 ② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数 ④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。 ⑤ 低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って落札した工事については、ａ・ｂの評価は行わない。（平成29年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事に適用する。） 評価値(%)：－　評定：－ ※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。			□ 01. 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば ・ d	□ 01. 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば ・ e

R2.4.1改正

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。（※ 施工プロ）とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

（第一次評定者）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		配点：+3	配点：+1.5	配点：0	配点：−5	配点：−10
1 施工体制	―共通― Ⅱ 配置技術者 ―現場代理人等―	□技術者が適切に配置されている。	□技術者がほぼ適切に配置されている。	□他の事項に該当しない。	□技術者の配置がやや不適切である。	□技術者の配置が不適切である。
		評価対象項目　（赤字は必須評価対象項目） 【全体を評価する項目】 □□01. 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 □□02. 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任し、配置している。（※ 施工プロ20、21） 【現場代理人を評価する項目】 □□03. 現場代理人として常駐し、工事全体の把握ができている。（※ 施工プロ 18） □□04. 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議する等、適切に対応している。（※ 施工プロ 32） □□05. 現場代理人として、監督員との報告や連絡調整を適時的確に、書面で行っている。（※ 施工プロ19） 【監理（主任）技術者を評価する項目】 □□06. 共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。 □□07. 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、施工に反映している。 □□08. 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質条件等）への対応を図っている。 □□09. 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等と共によく指導している。（※ 施工プロ16） □□10. 主任技術者又は、監理技術者として、積極的に技術提案を行っている。（※ 施工プロ24,25,27） □□11. その他　（理由：　　） ※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。 評価値が90%以上　・・・ a 評価値が80%以上～90%未満　・・・ b 評価値が80%未満　・・・ c 評価方法 ① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。 ② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数 ④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。 ⑤ 低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って落札した工事については、ａ・ｂの評価は行わない。（平成29年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事に適用する。） 評価値(%)：－　評定：－ ※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。			□01. 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば ・ d	□01. 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば ・ e

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。（※ 施工プロ）とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　（第一次評定者）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ共通Ⅰ Ⅰ 施工管理	配点：+4	配点：+2	配点：0	配点：-5	配点：-10
		□施工管理が適切である。	□施工管理がほぼ適切である。	□他の事項に該当しない。	□施工管理がやや不適切である。	□施工管理が不適切である。
		評価対象項目　（赤字は必須評価対象項目） □□ 01.「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 □□ 02. 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。（※ 施工プロ 36） □□ 03. 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 □□ 04. 工事材料等の品質に影響が無いよう、保管・管理されている。（※ 施工プロ37） □□ 05. 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。（※ 施工プロ 39） □□ 06. 日常の品質管理が適時、的確に行われている。（※ 施工プロ39） □□ 07. 現場内での整理整頓が日常的になされている。（※ 施工プロ61） □□ 08. 使用材料等の品質保証書等、又は工事記録写真等が適切に整理されている。（※ 施工プロ37,39） □□ 09. 打ち合わせ簿を含めた工事記録等が適時、的確に整理されている。 □□ 10. 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。（※ 施工プロ45,46） □□ 11. 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。（※ 施工プロ 47） □□ 12. その他　（理由：　　） ※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。 評価値が90%以上　・・・ a 評価値が80%以上～90%未満　・・・ b 評価値が80%未満　・・・ c 評価方法 ① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。 ② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数 ④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。 ⑤ 低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って落札した工事については、ａ・ｂの評価は行わない。（平成29年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事に適用する。） 評価値(%)：－　評定：－ ※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。			□01. 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば ・ d	□01. 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば ・ e

R6.10.1改正

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。（※ 施工プロ）とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

（第一次評定者）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	―共通― Ⅱ 工程管理	配点：+4	配点：+2	配点：0	配点：-5	配点：-10
		□工程管理が適切である。	□工程管理がほぼ適切である。	□他の事項に該当しない。	□工程管理がやや不適切である。	□工程管理が不適切である。
		評価対象項目　（赤字は必須評価対象項目） □□01. 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 □□02. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。（※ 施工プロ 48） □□03. 現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また、地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。（※ 施工プロ 49） □□04. 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、余裕をもって工期前に完成した。（全体工期の１割以上） □□05. 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。（※ 施工プロ 48） □□06. 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。（※ 施工プロ 48） □□07. 現場の休日の確保及び週休2日を達成した記録が整理されている。（※ 施工プロ 50） □□08. 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □□09. その他　（理由：　　） ※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。 評価値が90%以上　・・・ a 評価値が80%以上～90%未満　・・・ b 評価値が80%未満　・・・ c 評価方法 ① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。 ② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数 ④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。 評価値(%)：－　評定：－ ※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。			□01. 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば ・ d	□01. 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば ・ e

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。（※ 施エプロ）とは施エプロセスチェックでチェックされた項目である。

（第一次評定者）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		配点：+5	配点：+2.5	配点：0	配点：-5	配点：-10
2 施工状況	―共通― Ⅲ 安全対策	□安全対策が適切である。	□安全対策がほぼ適切である。	□他の事項に該当しない。	□安全対策がやや不適切である。	□安全対策が不適切である。
		評価対象項目 （赤字は必須評価対象項目） □□01. 「施エプロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 □□02. 安全教育・訓練等を４時間/月以上適時、的確に実施した記録が整備されている。（※ 施エプロ 53） □□03. 安全パトロール、巡視、安全ミーティング（ＫＹＫ） 等を実施し、記録が整備されている。（※ 施エプロ 54） □□04. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。（※ 施エプロ 55） □□05. 工事期間を通じて、工事関係者事故及び公衆災害が発生しなかった。 □□06. 過積載防止に積極的に取り組んでいる。（※ 施エプロ 56） □□07. 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて定期的に実施している。（※ 施エプロ59,60） □□08. 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □□09. 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □□10. その他 （理由： ）			□01. 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば ・ d	□01. 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば ・ e

評価値が90%以上 ・・・ a
評価値が80%以上～90%未満 ・・・ b
評価値が80%未満 ・・・ c

評価方法
① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。
② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。
③ 評価値（ %）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数
④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

評価値(%) ： ― 評定 ： ―

※ 総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。（※ 施エプロ）とは施エプロセスチェックでチェックされた項目である。　（第一次評定者）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		配点：+2	配点：+1	配点：0	配点：-2.5	配点：-5
2 施工状況	Ⅰ共通Ⅰ	□対外関係が適切である。	□対外関係がほぼ適切である。	□他の事項に該当しない。	□対外関係がやや不適切である。	□対外関係が不適切である。
	Ⅳ 対外関係	評価対象項目　（赤字は必須評価対象項目） □□01. 「施エプロセス」チェックリストのうち、対外関係で指示事項が無い。 □□02. 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行ない、トラブルの発生がない。（※ 施エプロ 63） □□03. 第３者からの苦情がなかった。または、苦情等に対して適切な対応を行っている（※ 施エプロ 64） □□04. 地区住民等からの苦情等に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。（※ 施エプロ64） □□05. 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。（※ 施エプロ 65） □□06. 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □□07. その他　（理由：　　） ※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。 評価値が90%以上　・・・ a 評価値が80%以上～90%未満　・・・ b 評価値が80%未満　・・・ c 評価方法 ① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。 ② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数 ④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。 評価値(%)：－　評定：－ ※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。			□01. 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば ・ d	□01. 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば ・ e

1-7-1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

（第一次評定者）

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			配点：+4	配点：+2	配点：0	配点：-2.5	配点：-5
3 出来形及び出来ばえ ―土木工事―	I 出来形	土木工事	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ばらつきが小さい。（規格値に上下限値がある場合は、概ね50%程度以内である。）	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足するが、ばらついている。（規格値に上下限値がある場合は、概ね80%程度以内である。）	□出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足するが、ばらつきが大きく、a及びbに該当しない。	□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

評定 ： ― 配点 ： ―

① 出来形の評定は、工事全般を通したものとする。

② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。

③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものとする。

④ 出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。

※ ばらつきの判断は別紙-4参照。

※ 総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。

R2.4.1改正

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

（第一次評定者）

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			配点：+4	配点：+2	配点：0	配点：−2.5	配点：−5
3 出来形及び出来ばえ ―共通工事―	I 出来形	機械設備工事・電気設備工事	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の評価に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

評価対象項目　（赤字は必須評価対象項目）

- □□ 01. 据付に関する出来形管理が、出来形管理図等により確認できる。
- □□ 02. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- □□ 03. 機器等の測定（試験）結果が、その都度出来形管理図等に記録され、適切に管理している。
- □□ 04. 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
- □□ 05. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
- □□ 06. 不可視部分の出来形を写真撮影している。
- □□ 07. 塗装管理基準等の塗膜厚管理を適切にまとめている。
- □□ 08. 溶接管理基準等の出来形管理を適切にまとめている。
- □□ 09. 社内の管理基準に基づき管理している。
- □□ 10. 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
- □□ 11. 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。

- □□ 12. 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
- □□ 13. 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
- □□ 14. 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
- □□ 15. 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
- □□ 16. 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

- □□ 17. その他　（理由：　　）

※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

評価値が90%以上　・・・ a
評価値が80%以上～90%未満　・・・ b
評価値が80%未満　・・・ c

評価方法
① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。
② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　%）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数
④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

評価値(%)：－　評定：－

※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

（第一次評定者）

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			配点：+4	配点：+2	配点：0	配点：-2.5	配点：-5
3 出来形及び出来ばえ ―建築工事―	I 出来形	建築工事	□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の評価に該当しない。	□ 出来形管理が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

対象 評価

- □□ 01. 承諾図等が、設計図書を満足している。
- □□ 02. 施工図等が、設計図書を満足している。
- □□ 03. 出来形確認記録の内容が、適切である。
- □□ 04. 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
- □□ 05. 不可視部分となる出来形を、写真撮影している。
- □□ 06. 設備の据付、固定方法が、設計図書の仕様を満足している。
- □□ 07. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。
- □□ 08. その他 （理由： ）

※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

評価値が90%以上 ・・・ a
評価値が80%以上～90%未満 ・・・ b
評価値が80%未満 ・・・ c

評価方法
① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。
② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。
③ 評価値（ %）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数
④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

評価値(%)：― 評定：―

※ 総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。

1-8-1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

（第一次評定者）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>工種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3
出来形及び出来ばえ
―土木工事―</td><td rowspan="3">Ⅱ
品質</td><td rowspan="3">土木工事
―維持・修繕工事は除く―</td><td>配点：+5</td><td>配点：+2.5</td><td>配点：0</td><td>配点：-2.5</td><td>配点：-5</td></tr>
<tr><td>□品質の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ばらつきが小さい。（規格値に上下限値がある場合は、概ね50%程度以内である。）</td><td>□品質の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足するが、ばらついている。（規格値に上下限値がある場合は、概ね80%程度以内である。）</td><td>□品質の測定が、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足するが、ばらつきが大きく、a及びbに該当しない。</td><td rowspan="3">□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="3">□約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">評定 ： ― 配点 ： ―

① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。
なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものとする。
④ 品質管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。

※ ばらつきの判断は別紙-4参照。
※ 総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

（第一次評定者）

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			配点：+5	配点：+2.5	配点：0	配点：-2.5	配点：-5
3 出来形及び出来ばえ －土木工事－	Ⅱ 品質	土木工事 －維持工事－	□品質管理が適切である。	□品質管理がほぼ適切である。	□品質管理がほかの評価に該当しない。	□品質関係の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□約款第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

評価対象項目

（共通）

□01. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認が適宜・適確に行っている。

□02. 構造物の劣化状況をよく把握し、適切な対策を施している。

□03. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造について、提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。

□04. 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応している。

（その他）

□05. その他 （理由： ）

□06. その他 （理由： ）

□07. その他 （理由： ）

□08. その他 （理由： ）

該当6項目以上 ・・・ a

該当4項目以上 ・・・ b

該当3項目以下 ・・・ c

注） **共通の４項目を必須の評価対象項目とし、このほかに下欄から適宜項目の記号を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大８項目とする。**

※ただし、ボーリング洗浄工等で上記の評価対象項目で評価できない場合は、総合的に判断してa、b、c、d、ｅ評価を行う。

評定 ： ー　配点 ： ー

※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。

（その他の評価対象項目）

１）維持工事全般	①社内の品質管理項目（基準）を設定し、管理している。
	②施工条件、気象条件等を考慮し施工している。
	③応急的な維持作業に使用する材料についても品質を証明できる資料が整備されている。
	④応急処理の材料が、復旧までの期間を考慮したものを使用した。
	⑤水質事故、交通事故等の対応が迅速かつ適切であった。
	⑥夜間・休祭日において、緊急作業等を迅速かつ適切に対応した。
	⑦書面または写真等により、緊急作業時に必要な資機材及び人員で対応した。
	⑧施工時期や場所等での地域や環境への配慮を行った。
	⑨特定外来種、または貴重種を発見した後の対応が適切であった。
2)路面維持工	①アスファルト混合物の温度管理が適正に行っている。
	②路面維持における前処理を適正に行っている。
	③既設舗装面とのすりつけを適切に行っている。
	④舗装の破損に適した工法で施工している。
	⑤設計図書に基づくアスファルト混合物の配合試験、試験練りが行われており、適切な品質の混合物を使用している。
	⑥プライマーが適切な方法により均一に散布又は塗布されている。
	⑦打ち換えの舗装補修では、路盤の不陸が確実に修正され、切削工では切削面が平坦にできあがっている。
3)道路維持工	①各応急処理の内容（実施前・実施中・実施後、実施場所、実施時間、実施体制、使用資機材）が写真で確認できる。
	②緊急の応急処理事案を適切なメンバー構成で速やかに処理した。
	③地震予知情報、台風情報（気象情報）、その他の道路交通に影響を与える情報入手体制が適切である。
	④通常の道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙにおける点検・状況把握（防護柵等の道路付属施設、路面性状、落下物、沿道工事の状況等）、応急対応、および、報告が適切に実施されている。
4)応急処理工	①障害物（落下物等）を迅速に処理した。
	②応急処理目的物が舗装面と段差がなく平坦性がよい。
	③蓋等のガタツキがなくしっかり固定されている。
5)道路付属物工	①防護柵設置要綱等各種設置基準の規定どおり施工され、規格を満足している。
	②材料の品質、形状が証明書等で確認できる。
	③支柱等の根入れなど不可視部分の出来型が写真等の記録により確認できる。
	④施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。
	⑤基礎、支柱が沈下しないよう、設置孔の基礎部が十分締め固められ、堅固に立て込まれている。
	⑥取り替え前に、既存部材の形状等がきめ細かに調整され、支障なく本来の機能が確保されている。
6)緑地維持工	①施肥、灌水、除草が適切な時期に的確に実施した。
	②各種樹木の剪定時期が樹種の特性に応じて適切である。
	③害虫発生時の対応が速やかで的確である。
	④苗木・樹木の品質規格が適正である。
	⑤肥料・薬剤の品質規格が適正である。
	⑥剪定後における腐朽菌進入防止処置（防腐処理、切断面の傾き）が適切である。
	⑦中高木剪定において、枝に生じた剪定こぶ、あるいは、ウィルス枝感染などを適切に除去している。
	⑧鳥居などの添え木類の維持管理（添え木の要不要の判断。不要添え木の撤去。樹木の成長に伴うシュロ縄による締め付けからの解放など）が適切である。
7)道路除草工	①除草作業の支障となる不要物を取り除いて適正に行っている。
	②指示した除草範囲に刈残しや刈草の放置もなく、適切に処理している。
	③草の刈取り高が適切に実施されている。
	④集めた草を適切に処理している。
8)道路清掃工	①清掃作業時に適切な撒水を実施している。

（路面、排水施設、トンネル、ガードレール）	②人力による補助清掃を実施している。 ③汚れの程度、交通状況等を考慮した作業方法で清掃している。 ④汚れの程度、交通状況等を考慮した作業方法で清掃している。 ⑤洗剤等の付着物を残さないよう施工している。 ⑥作業・運搬時に路面への飛散防止が適正に行われている。 ⑦路面清掃で使用する回転ブラシの交換が適切な時期に実施され、過度な摩耗状態で実施していない。 ⑧作業箇所毎のチェック記録表を作成し、作業漏れ等を防ぐなど工夫がみられる。
9)河川除草工	①指示した除草範囲に刈残しや刈草の放置もなく、適切に処理している。 ②草の刈取り高が適切に実施されている。 ③除草後の集草実施箇所に刈草が残っていない。 ④集めた草を適切に処理している。 ⑤芝焼や刈草焼却において、むらなく焼却している。 ⑥堆肥化において発酵管理を適切に行っている。 ⑦除草にあたり、法面等の地形状況、気象条件、植生等をよく把握し、適切に施工を行っている。 ⑧除草工実施に先立ち、障害物周辺の先刈、支障物への目印の添付、塵芥処理等を行っている。 ⑨集めた草の処理の減量に努めている。
10)塵芥処理工	①清掃のむらがなく、塵芥等が現地からきれいに取り除かれている。 ②危険物等があった場合、遅滞なく報告されている。 ③指示内容を迅速かつ適時・適切に実施されている。 ④処分量等がマニフェスト等によりわかりやすく整理されている。 ⑤塵芥等の分別が問題なく実施されている。 ⑥作業範囲が適切で処理漏れがない。
11)撤去物処理工（河道閉塞土砂撤去等）	①施工基面が平滑に仕上げられている。 ②土砂等撤去時に濁水対策等の環境面への配慮がされている。 ③撤去時期が適切であり、河川管理施設および水生生物などへの影響も見られない。。 ④狭隘な箇所等施工条件の厳しい箇所の堆積土砂の撤去において、丁寧に施工されている。
12)水面清掃工	①清掃範囲が適切であり、清掃漏れもない。 ②清掃中に発見した河川管理施設等の異常が遅滞なく報告されている。 ③作業実施にあたり、浮遊物等の清掃箇所を良く把握している。 ④清掃船のメンテナンスが適切に行われ、記録等が整理されている。 ⑤清掃場所、範囲、時期の設定（提案）が適正に行われている。
13)伐開工（伐木除根工等）	①枝、根を残さず、きれいに撤去されている。 ②伐木除根後の整地等が適切に実施されている。 ③指示された伐木除根範囲が適切に処理されている。 ④搬出にあたり、枝葉や泥等の飛散防止対策をとっている。
14)ダム流木処理工	①清掃のむらがなく、流木等が適切に処理されている。 ②適切に分別処理されている。 ③リサイクル等処理について独自の取り組みが見られる。 ④流木処理作業が迅速に実施されている。
15)ダム排砂排除工	①施工基面が平滑に仕上げられている。 ②濁水等環境面への配慮がなされている。 ③砂利規制計画に基づく施工がなされている。 ④処理が迅速に実施され、実施期間も適切である。

1-8-3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

（第一次評定者）

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ ―土木工事―	Ⅱ 品質	土木工事 ―修繕工事―	配点：+5	配点：+2.5	配点：0	配点：-2.5	配点：-5
			□品質管理が適切である。	□品質管理がほぼ適切である。	□品質管理がほかの評価に該当しない。	□品質関係の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□約款代１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

評価対象項目

（共通）

□01. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認が適宜・適確に行っている。

□02. 構造物の劣化状況をよく把握し、適切な対策を施している。

□03. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造について、提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。

□04. 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。

（その他）

□05. その他 （理由： ）

□06. その他 （理由： ）

□07. その他 （理由： ）

□08. その他 （理由： ）

該当6項目以上 ・・・ a

該当4項目以上 ・・・ b

該当3項目以下 ・・・ c

注） 共通の４項目を必須の評価対象項目とし、このほかに下欄から適宜項目の記号を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大８項目とする。

評定 ： ― 配点 ： ―

※ 総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。

（その他の評価対象項目）

１）橋梁補強・補修工 （耐震補強、落橋防止 等を含む）	①設計図書に基づくモルタルが適切な規格（Ｗ／Ｃ，強度）である。 ②モルタル打設時の必要な供試体を採取し強度が確認できる。 ③鉄筋、鋼材の規格が証明書類で確認できる。 ④鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ⑤使用材料の品質確認を現場で実施し、その記録が整理されている。 ⑥ボルトの締付け確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ⑦ボルトの締付機、測定器のキャリブレーションが実施されている。 ⑧アンカー引き抜き試験を実施し、必要強度の確認を行っている。 ⑨削孔箇所の清掃を実施している。 ⑩塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ⑪既設鉄筋や既設部材の保全による構造全体の品質確保への配慮がされている。 ⑫コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ⑬炭素繊維・鋼材・鉄筋の規格が証明書類で確認でき、引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 ⑭電位差測定等により電気防食効果が明確に確認できる。 ⑮ケレンが入念に実施されていることが確認でき塗膜厚管理が適切に行われている。

R2.4.1改正

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

（第一次評定者）

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			配点：+5	配点：+2.5	配点：0	配点：−2.5	配点：−5
3 出来形及び出来ばえ ―共通工事―	Ⅱ 品質	機械設備工事・電気設備工事	□品質管理が適切である。	□品質管理がほぼ適切である。	□他の評価に該当しない。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

評価対象項目　（赤字は必須評価対象項目）

- □□ 01. 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
- □□ 02. 材料、部品の品質照合が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。［確認資料：品質書類等］
- □□ 03. 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。［確認資料：承諾図書］
- □□ 04. 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。［確認資料：承諾図書］
- □□ 05. 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。［確認資料：成績書］
- □□ 06. 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。［確認資料：施工計画書］
- □□ 07. 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。［確認資料：施工計画書］
- □□ 08. 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、正常に作動することが確認できる。［確認資料：承諾図書］
- □□ 09. ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
- □□ 10. 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。［確認資料：承諾図書］
- □□ 11. 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。［確認資料：工場試験成績書、現地試験成績書等］
- □□ 12. 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。［確認資料：承諾図書］
- □□ 13. 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
- □□ 14. 設備全体についての取扱説明書を適切に作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
- □□ 15. 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
- □□ 16. 機器の配置について、点検しやすくしている。
- □□ 17. 設備の構造や機器の配置について、部品等の交換作業を容易にできる。
- □□ 18. 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。［確認資料：試験成績書］
- □□ 19. バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
- □□ 20. 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
- □□ 21. 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
- □□ 22. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- □□ 23. 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
- □□ 24. その他　（理由：　　）

※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

評価値が90%以上　・・・ a
評価値が80%以上～90%未満　・・・ b
評価値が80%未満　・・・ c

評価方法
① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。
② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　%）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数
④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

評価値(%)：－　評定：－

※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

（第一次評定者）

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			配点：+5	配点：+2.5	配点：0	配点：-2.5	配点：-5
3 出来形及び出来ばえ ―建築工事―	Ⅱ 品質	建築工事	□品質管理が適切である。	□品質管理がほぼ適切である。	□他の評価に該当しない。	□品質管理が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

対象 評価　（躯体工事）

□□ 01. 材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□□ 02. 品質確認記録の内容が、適切である。
□□ 03. 施工の各段階における完了状態について、良好な品質である。
□□ 04. 施工の品質が、適切である。
□□ 05. 不可視部分の品質を写真撮影している。

（仕上げ工事）

□□ 06. 材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□□ 07. 品質確認記録の内容が、適切である。
□□ 08. 施工の各段階における完了状態について、良好な品質である。
□□ 09. 施工の品質が、適切である。
□□ 10. 不可視部分の品質を工事撮影している。
□□ 11. その他　（理由：　　）

※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

評価値が90%以上　・・・　a
評価値が80%以上～90%未満　・・・　b
評価値が80%未満　・・・　c

評価方法
① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。
② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　%）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数
④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

評価値(%)：－　評定：－

※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

（第一次評定者）

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			配点：+5	配点：+2.5	配点：0	配点：-2.5	配点：-5
3 出来形及び出来ばえ ―建築工事―	Ⅱ 品質	電気設備工事	□品質管理が適切である。	□品質管理がほぼ適切である。	□他の評価に該当しない。	□品質管理が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

対象 評価

□□ 01. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□□ 02. 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。
□□ 03. 品質確認記録の内容が、適切である。
□□ 04. 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。
□□ 05. システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。

□□ 06. 不可視部分となる品質を写真撮影している。
□□ 07. 機器の機能及び性能が工場試験成績書等により確認でき、設計図書を満足している。
□□ 08. 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していることが確認できるとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。

□□ 09. 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできる。
□□ 10. その他 （理由：　　）

※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

評価値が90%以上 ・・・ a
評価値が80%以上～90%未満 ・・・ b
評価値が80%未満 ・・・ c

評価方法
① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。
② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　%）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数
④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

評価値(%)：－　評定：－

※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

（第一次評定者）

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			配点：+5	配点：+2.5	配点：0	配点：-2.5	配点：-5
3 出来形及び出来ばえ ―建築工事―	Ⅱ 品質	暖冷房衛生設備工事	□ 品質管理が適切である。	□ 品質管理がほぼ適切である。	□ 他の評価に該当しない。	□ 品質管理が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

対象 評価

□□ 01. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□□ 02. 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。
□□ 03. 品質確認記録の内容が、適切である。
□□ 04. 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。
□□ 05. システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。

□□ 06. 不可視部分となる品質を写真撮影している。
□□ 07. 機器の機能及び性能が工場試験成績書等により確認でき、設計図書を満足している。
□□ 08. 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。

□□ 09. 機器等の点検や消耗品の取替作業が容易にできるよう工夫している。
□□ 10. バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□□ 11. その他 （理由： ）

※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

評価値が90%以上 ・・・ a
評価値が80%以上～90%未満 ・・・ b
評価値が80%未満 ・・・ c

評価方法
① 評価の対象項目とする場合は、左□にレマークを入れること。
② 左□をチェックした評価項目数を母数とし、右□をチェックした評価項目数を分子とし、比率（%）で評価する。
③ 評価値（ %）＝（レ）評価数／（レ）対象評価項目数
④ なお、左□をチェックした評価項目数が２項目以下の場合はC評価とする。

評価値(%) ： ― 評定 ： ―

※ 総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（第一次評定者）

考査項目	細別	1.創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)
５　創意工夫　軽微なもの　―土木工事―	Ⅰ　創意工夫　キーワード評価	イ.施工関係 □01.　施工に伴う器具・工具・装置類の工夫、又は設備据付後の試運転調整の工夫 □02.　コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫 □03.　土工、地盤改良、橋梁架設、舗装,コンクリート打設等の施工関係の工夫 □04.　部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □05.　設備工事で、加工,組立等の工夫、又は電気工事の配線、配管等での工夫 □06.　給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □07.　照明・視界確保等の工夫 □08.　仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 □09.　運搬車両・施工機械等の工夫 □10.　支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 □11.　受注者から提案のあった特殊な工法や材料を用いた工事 □12.　受注者から提案のあった優れた技術力又は能力として評価できる技術を用いた工事
		ロ.　施工管理関係 □13.　盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫 □14.　施工計画書及び写真管理等の工夫 □15.　出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫 □16.　ＣＡＤ施工管理ソフト、土量管理システム等の活用 □17.　ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事（※本項目は２点の加点）
		ハ.新技術活用 □18.　富山県認定リサイクル製品・トライアル発注商品・県内産木材を使った製品のうち公共工事で利用を推進している製品の使用を、受注者が提案し積極的に工事管理した場合 □19.　主たる工種又は重要度が高い工種（仮設工等を含む）において、ＮＥＴＩＳ登録技術のうち施工者希望型で事後評価未実施技術を活用し、活用効果調査表を提出している。（※本項目は２点の加点） □20.　主たる工種又は重要度が高い工種（仮設工等を含む）において、ＮＥＴＩＳ登録技術のうち施工者希望型で事後評価済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用効果調査表を提出している。（※本項目は２点の加点） □21.　主たる工種又は重要度が高い工種（仮設工等を含む）において、ＮＥＴＩＳ評価情報技術のうち施工者希望型で「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。（※本項目は４点の加点） ※　上記19～21について、ＮＥＴＩＳ登録技術の情報識別記号が「-VE」の技術については、活用効果調査表の提出がなくても加点対象とする。
		ニ.品質関係 □22.　土工関係、設備関係、電気関係の工夫 □23.　コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形・品質等） □24.　鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □25.　配筋・溶接作業等に関係する工夫
		ホ.安全衛生関係 □26.　安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □27.　安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 □28.　現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 □29.　有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □30.　供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 □31.　作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □32.　ゴミの減量化，アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
		へ.　その他 □33.　その他(理由:　　)
		評点：　+0　点 ※　点数を修正した場合、その修正根拠を【創意工夫の詳細】に記載する。 【創意工夫の詳細】　工夫内容及び具体的内容を記載 イ. ロ. ハ. ニ. ホ. へ.

※1.　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2.　評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、４点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※3.　該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4.　上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、第二次評定者が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。ただし、ＮＥＴＩＳの施工者希望型で技術提案した場合は除く。

1-9-2

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　（第一次評定者）

考査項目	細別	1.創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)
５ 創意工夫 軽微なもの ―建築工事―	Ⅰ 創意工夫 キーワード評価	イ.施工関係 □01．施工に伴う器具、工具、装置類の工夫 □02．工場加工製品等の活用による副産物及び産業物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み □03．土工事、地業工事、鉄骨建方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □04．建築材料・機材等の運搬、搬入等を含む施工方法等の工夫 □05．電気工事等の配線、配管等での工夫 □06．暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □07．照明、視界確保等の工夫 □08．仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 □09．運搬車輌・施工機械等の工夫 □10．支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 □11．プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □12．仮設施工等の工夫 □13．既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □14．保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □15．作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □16．特殊な工法や材料を用いた工事 □17．優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事
		ロ．施工管理関係 □18．出来形管理等に関する工夫 □19．施工計画書及び写真管理等の工夫 □20．出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □21．ＣＡＤ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用 □22．ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事（※本項目は２点の加点）
		ハ.新技術活用 □23．富山県認定リサイクル製品・トライアル発注商品・県内産木材を使った製品のうち公共工事で利用を推進している製品の使用を、受注者が提案し積極的に工事管理した場合 □24．主たる工種又は重要度が高い工種（仮設工等を含む）において、ＮＥＴＩＳ登録技術のうち施工者希望型で事後評価未実施技術を活用し、活用効果調査表を提出している。（※本項目は２点の加点） □25．主たる工種又は重要度が高い工種（仮設工等を含む）において、ＮＥＴＩＳ登録技術のうち施工者希望型で事後評価済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用効果調査表を提出している。（※本項目は２点の加点） □26．主たる工種又は重要度が高い工種（仮設工等を含む）において、ＮＥＴＩＳ評価情報技術のうち施工者希望型で「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。（※本項目は４点の加点） ※　上記24～26について、ＮＥＴＩＳ登録技術の情報識別記号が「-VE」の技術については、活用効果調査表の提出がなくても加点対象とする。
		ニ.品質関係 □27．躯体工事の品質管理の工夫 □28．材料の検査試験に関する工夫 □29．施工の検査試験に関する工夫 □30．品質記録方法の工夫
		ホ.安全衛生関係 □31．安全仮設備等の工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □32．安全教育、技術向上講習会、教育、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □33．現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 □34．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □35．周辺道路等の事故防止及び一般交通確保のための工夫 □36．改修工事における作業環境改善等の工夫 □37．苦渋作業等の作業環境改善等の工夫 □38．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
		へ．その他 □39．その他（理由：　　） □40．その他（理由：　　）
		記述評価（チェックしたキーワード項目について、評価内容を詳細記述） 評点：　+0　点 ※　点数を修正した場合、その修正根拠を【創意工夫の詳細】に記載する。 【創意工夫の詳細】　工夫内容及び具体的内容を記載 イ． ロ． ハ． ニ． ホ． へ．

※1.　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2.　評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、４点で評価し、最大７点の加点評価とする。

※3.　該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4.　上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、第二次評定者が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※　総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。ただし、施工者希望型で技術提案した場合は除く。